

大阪狭山市立学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針

令和2年4月1日
大阪狭山市教育委員会

I. 本方針の趣旨

我が国の教育職員の長時間勤務は深刻な実態であり、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務となっています。公立学校の教育職員については、時間外勤務命令は「超勤4項目」に限定されるものの、校務として行われている業務については、時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることに変わりはなく、こうした業務も含めて教育職員が業務を行う時間を管理することが学校における働き方改革を進める上で必要不可欠です。

このような中、令和元年12月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が公布されました。この法律により、平成31年1月に文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が法的根拠のある指針（「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針」、以下「文科省指針」）に格上げされ、令和2年1月に告示されました。この「文科省指針」では、教育職員の服務監督権者である各教育委員会は、「文科省指針」を参考にしながら、「教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を教育委員会規則等において定めることとしています。

このような状況を踏まえ、大阪狭山市教育委員会は「大阪狭山市立学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針」を策定し、教育職員の業務量を適切に管理するとともに、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を位置づけました。

教育職員の「心身の健康」「子どもたちと向き合う時間」「誇りとやりがいをもって勤務できる環境」を確保し、大阪狭山市の子どもたちの豊かな学びと成長を支えていくことのできる質の高い学校教育の維持向上のため、本方針に基づいた働き方改革の実現に向けた取組みを一層推進してまいります。

2. 本方針の対象の範囲

「文科省指針」に基づき、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第2条に規定する大阪狭山市教育委員会、及び同条に規定する大阪狭山市立学校の教育職員の全てを対象とします。

3. 業務を行う時間の上限

(1) 本方針における「勤務時間」の考え方

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とします。

具体的には、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に以下①、②を加え、③及び④を除いた時間をお校等時間とします。

〈基本とする時間〉

○在校している時間

〈加える時間〉

- ① 校外において職務として行う研修や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間
- ② 地方公共団体で定めるテレワークの時間

〈除く時間〉

- ③ 勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（※自己申告による）
- ④ 休憩時間

(2) 上限時間の原則

- ① 1ヶ月の時間外在校等時間について、45時間以内
- ② 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内

※学校事故やいじめ、学級崩壊等、児童生徒等に深刻な影響が生じる重大事態の発生により、臨時的に業務を行わざるを得ない場合は、1ヶ月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内（連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6ヶ月まで）

4. 教育委員会が講ずる措置

- (1) 教育職員が在校している時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測します（令和2年度中に「統合型校務支援システム」とあわせて導入予定）。計測した時間は公務災害が生じた場合等に重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行います。
- (2) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守します。
- (3) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、在校等時間が一定時間を超えた教育職員に、医師による面接指導を実施します。また、終業から始業までに、一定時間以上の継続した休息時間を確保します。
- (4) 本方針を踏まえた各校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえつつ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組みを実施します。